

農業委員会総会議事録

(令和6年10月8日開催分)

熊本市農業委員会

熊本市農業委員会総会議事録

日時 令和 6 年 10 月 8 日（火）午後 3 時 00 分

場所 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号 熊本市役所議会棟 2 階予算決算委員会室

農業委員 23 名

1 番 西富 大二郎	2 番 深水 進	3 番 西村 清敏
4 番 牧坂 邦夫	5 番 福原 幸一	6 番 葭村 誠一
7 番 網田 稔	8 番 徳永 芳也	9 番 東 哲治
10 番 田中 敏郎	11 番 田中 友博	12 番 森山 哲也
13 番 林田 智博	14 番 谷口 憲治	15 番 (欠 員)
16 番 内田 勤矢	17 番 宮本 淳一	18 番 松田 則康
19 番 上村 悦美	20 番 福嶋 徳行	21 番 上島 恵二
22 番 木下 三智也	23 番 牧野 正治	24 番 上田 隆幸

欠席委員（上記 23 名中 2 名が欠席）

7 番 網田 稔 18 番 松田 則康

午後 3 時 00 分 開会

事務局 それでは、定刻になりましたので、ただいまから熊本市農業委員会総会を開会いたします。

本日は議席番号 7 番の網田委員と 18 番の松田委員につきましては、事前に欠席の届出がっております。したがって、本日の農業委員会総会の出席は、農業委員総数 23 名中 21 名の出席で、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項に規定する定足数に達しており、総会が成立しておりますことを報告いたします。

それでは、会長、ご挨拶をお願いいたします。

会 長 皆さん、こんにちは。

本日はご多用の中、農業委員会総会に出席いただき、誠にありがとうございます。

10 月になりまして、これから米をはじめいろいろな農作物の収穫と出荷の最盛期を迎えます。多くの農家にとりましてとても重要な時期となってまいります。また、今でも夏のように暑い日が続いておりますので、委員の皆様には、この暑さや農作業による疲れなどで体調

を崩されないようご自愛いただきたいと思います。

それでは、本日の総会は、農地法に基づく許可申請や農用地利用集積計画などが主な議案となっております。総会の審議がスムーズに進行できますよう皆様のご協力をお願い申し上げ、ご挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

事務局

ありがとうございました。

総会は、熊本市農業委員会総会会議規則第4条に基づき、会長が議長になり議事の進行を行うこととなっております。

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

議長

それでは、議事に入りますが、議事に入るに当たり、総会次第3の議事録署名者及び総会書記を指名いたします。本日の議事録署名者には、14番の谷口憲治委員と16番の内田勤矢委員を、書記に事務局の吉田 秀一主任主事を指名いたします。よろしくお願いいたします。

本日の議事は、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請から追加議案第2号、農地利用最適化推進委員の辞任に伴う欠員補充の実施についてまでの12件でございます。

初めに、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請23件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、農地法第3条第2項の判断基準により、地区委員会での協議状況のご報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いします。

1番 西富大二郎委員

1番委員、西富です。

1番から4番までにつきまして、先日の地区委員会での協議状況を報告いたします。

1番は、孫への贈与に伴う所有権移転の申請です。譲渡人は高齢のため、10年ほど前から申請地を第三者に賃貸していましたが、今後は譲受人と父親で自家消費用として水稻を作付することです。いずれも実家の農作業の手伝いをしており、農機具は近隣に住む親戚から借りる予定で、耕作することに問題はないと判断しました。

2番と3番は関連で、自家消費用のための所有権移転の申請です。譲受人は定年退職を機に熊本に帰郷し、農家であった高齢の両親と同居し、申請地に大根、タマネギ、ナス、ミニトマトを作付される計画です。また、譲受人は親戚の農家で技術指導を受けるとのことです。

4番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は農畜産業を営む農家で、許可後、申請地には飼料作物を作付される計画です。

以上4件、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願います。

議長 　　ただいま1番から4番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、5番。

12番 森山哲也委員

12番委員、森山です。

5番から9番につきまして、地区委員会での協議状況の報告をいたします。

5番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻を栽培されている農家で、申請地には水稻を作付される計画です。

6番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻を栽培されている農家で、申請地には水稻を作付される計画です。

7番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻を栽培されている農家で、申請地には水稻を栽培される計画です。

8番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻を栽培されている農家で、申請地には水稻を作付される計画です。

9番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻を栽培されている農家で、申請地には水稻を作付される計画です。

以上5件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願います。

議長 　　ただいま5番から9番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
次は、１０番。

１１番 田中友博委員

１１番委員、田中です。

１０番から１２番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

１０番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は、宇土市で水稻、ミカンを栽培されている農家で、譲渡人は親戚であることから、農機具を借りて申請地にハウレンソウを作付される計画です。

１１番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻、ハウレンソウ、コマツナ、ゴーヤを栽培されている農家で、申請地には水稻、ハウレンソウ、コマツナ、ゴーヤを作付される計画です。

１２番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻を栽培されている農家で、申請地には水稻を作付される計画です。

以上３件、先日の地区委員会にて検討した結果、農地法第３条第２項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま１０番から１２番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
次は、１３番。

１３番 林田智博委員

１３番委員、林田です。

１３番と１４番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

１３番は、自宅に隣接する農地を自家消費目的で所有権移転する申請です。譲受人は水稻を栽培されている農家で、申請地には許可後露地野菜を作付される計画です。

１４番は、経営拡張のため所有権の移転の申請です。先月の総会において、営農計画等に疑義が生じたため継続審議となっていた案件です。今回、現地確認及び地区委員会におきまして譲受人から営農計画

の聞き取りを実施し、適正なものと判断いたしました。譲受人は水稻、ナスを栽培されている農家で、申請地には許可後イチジクを作付される計画です。

以上2件、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果です。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま13番から14番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、15番。

24番 上田隆幸委員

24番委員、上田です。

15番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

15番は、後の4号議案2番と関連で、営農型太陽光発電設備設置に伴い、農地所有適格法人が下部農地に使用貸借権を設定する申請です。今回、更新3回目に当たります。契約期間につきましては、3年間の申請で、下部農地ではミョウガが作付されております。

しかしながら、下部農地で耕作を行う法人の人員不足や夏の高温の影響もあり、今年の収穫については規定の基準には届かない見込みであることを確認しました。基準量の収穫・出荷の確保に努力すること、作業状況と生育状況の報告を定期的に事務局に行うことを要請し、今後も耕作状況を確認していく必要があるものとの協議に至りました。本年2月の生産状況報告において、昨年は基準収量に対して80.3%を達成しており、今年はやむを得ない状況であると判断しました。

よって、令和6年3月28日付農林水産省経営局農地政策課長通知、営農型太陽光発電設備の設置についての農地法第3条第1項の許可の取扱いについてに基づき、期間は1年といたします。

以上、1件について先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果です。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま15番について地元委員よりご報告がございましたが、こ

の件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
次は、16番。

17番 宮本淳一委員

17番委員、宮本です。

16番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

16番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稻、
露地野菜を作付されており、許可後は露地野菜を作付される計画です。

以上1件について、先日の地区委員会において検討した結果、農地
法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であ
るとの協議結果です。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま16番について地元委員よりご報告がございましたが、こ
の件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
次は、17番。

3番 西村清敏委員

3番委員、西村です。

17番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

17番は、経営拡張のため賃借権を設定する申請です。借受人はブ
ドウを栽培する専業農家で、許可後はブドウを作付する計画です。

以上1件、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条
第2項各号の不許可要件に該当しておらず、何ら問題ないとの協議結
果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま17番について地元委員よりご報告がございましたが、こ
の件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
次は、１８番。

４番 牧坂邦夫委員

４番委員、牧坂です。

１８番から２３番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

１８番は、経営拡張のため所有権を移転する申請です。譲受人はスイカ、アスパラ等を栽培する専業農家で、許可後は大豆を作付する計画です。

１９番は、経営拡張のため所有権を移転する申請です。譲受人はミカン、デコポンを栽培する専業農家で、許可後はミカンを作付する計画です。

２０番は、自家消費のため所有権を移転する申請です。譲受人は申請地の隣に居住し、従来譲渡人とともに自家消費用の露地野菜を栽培している主婦で、許可後はジャガイモ、大根、ネギ等の露地野菜を作付する計画です。

２１番は、経営拡張のため所有権を移転する申請です。譲受人は養豚をはじめ飼料作物、大根を栽培する専業農家で、許可後は飼料作物を作付する計画です。

２２番は、経営拡張のため所有権を移転する申請です。譲受人は水稻を栽培する専業農家で、許可後は水稻を作付する計画です。

２３番は、自家消費のため、父から子へ所有権を移転する申請です。譲受人は会社員ですが、従来申請地に栽培される自家用野菜の管理を手伝っており、許可後はサツマイモ中心に各種露地野菜を作付する計画です。

以上６件、先日の地区委員会におきまして検討した結果、農地法第３条第２項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当なものと協議いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 ただいま１８番から２３番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、第２号議案、競売買受適格証明願（耕作目的）１件で

ございます。

地元委員のご報告に当たりましては、農地法第3条の許可基準に基づき、地区委員会での協議状況のご報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いします。

12番 森山哲也委員

12番委員、森山です。

1番につきましては、地区委員会での協議状況の報告をいたします。

1番は、熊本地方裁判所において競売に付される西区沖新町の農地の入札参加に必要な競売買受適格証明願です。入札期間は、令和6年12月3日から令和6年12月10日までとなっております。願出人は現在水稻を栽培されている農家で、取得後は水稻を作付される計画です。

以上1件、先日の地区委員会において、農地法第3条の規定に照らし検討した結果、同条第2項の各号の不許可要件に該当しておらず、競売買受適格者として証明することに何ら問題ないものと協議いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま1番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
なお、願出人が最高価格買入れ申出人となられた場合に、農業委員会へ農地法第3条の許可申請書が提出されますが、その内容が買受適格証明書の交付時と異なっていないと会長が認めたときは許可証を交付してよろしいか、お諮りいたします。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、そのようにいたします。
続きまして、第3号議案、事業計画変更承認申請1件でございます。
地元委員のご報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、協議状況のご報告をお願いいたします。
それでは、1番、お願いします。

11番 田中友博委員

11番委員、田中です。

1番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

1番は、不動産売買業を営む法人が転用計画変更について、建て売り住宅から建築条件付売買予定地へ事業計画変更承認申請です。

令和5年5月30日付、5条許可案件で令和6年7月31日完了予定でしたが、現在は土地の造成まで完了状態です。今日の資材高騰、人員不足のため、住宅建築までに至っていないことから、工事期間の延長及び建売住宅より建築条件付売買予定地に要望があることから、このたびの申請に至った次第です。

農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は、不許可の例外規定の集落に接続して設置するものに該当すると判断いたしました。土地利用計画は、他地目含む総事業面積2,107.85㎡、転用面積939㎡に建売住宅木造2階建て、8棟中3棟は建売住宅で、ほか5区画において建築条件付売買予定地及び道路、防火水槽の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。工事期間は令和9年2月28日までの計画変更が予定されております。

以上1件、先日の地区委員会において協議した結果、今回の事業計画の変更については、変更後において事業が確実に実施されること及び変更による周辺農地へ影響がないことが認められることから、特に問題ないものと判断いたしました。あわせて、変更後の事業計画についても転用許可基準を満たしており、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 ただいま1番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり承認することに決定します。
続きまして、第4号議案、農地法第4条の規定に基づく許可申請4件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況のご報告をお願いいたします。
それでは、1番、お願いします。

22番 木下三智也委員

22番委員、木下です。

1番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

1番は、貸資材置場への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、転用面積456㎡に土砂置場、油圧ショベル1台、中型ダンプトラック3台の資材置場として整備し、貸し付ける計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。

以上1件、先日の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議検討した結果、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま1番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、2番。

24番 上田隆幸委員

24番委員、上田です。

2番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

2番は、営農型太陽光発電設備の一時転用許可の更新の申請です。期間は許可日から3年間となっています。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の農地で、第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、仮設工作物の設置等の一時転用に該当するため、不許可の例外規定に該当するものと判断しました。

土地利用計画は、太陽光パネル276枚、パネルの高さ2.2mから3.69m、遮光率71.3%、発電能力48kwで支柱部分等に当たる転用面積は0.325㎡です。営農者は、別途農地法3条により土地所有者と契約した法人で、太陽光発電設備の下部面積625.76㎡においてはミョウガを作付されており、本年2月の生産状況報告においても、基準収量に対して80.3%を達成しております。営農

計画書と反収の見込み、営農への影響の見込み及びその根拠となる関連データ、九州電力との接続に関する書面、また、知見を有する者の意見書も提出されています。排水計画も問題はなく、支柱を含めた営農型太陽光発電設備を撤去するのに必要な資力を証する資金証明書に加え、事業終了等による設備撤去の費用負担の確約書が提出されています。

しかしながら、下部農地で耕作を行う法人の人員不足や夏の高温の影響もあり、今年の収穫については、規定の基準には届かない見込みであることを確認しました。基準量の収穫・出荷の確保に努力すること、作業状況と生育状況の報告を定期的に事務局に行うことを要請し、今後も耕作状況を確認していく必要があるものとの協議に至りました。本年2月の生産状況報告において、昨年は基準収量に対して80.3%を達しており、今年はやむを得ない状況であると判断しました。

よって、令和6年3月15日付農林水産省農村振興局長より通知された営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱いに関するガイドラインの制定に基づき、期間は1年といたします。

以上1件、先日の地区委員会で現地調査確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま2番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
 なお、2番については、営農型太陽光発電設備への一時転用ですので、申請どおり許可相当として農業会議へ意見を聴取することといたします。
 次は、3番。

17番 宮本淳一委員

17番委員、宮本です。

3番と4番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

3番は、貸駐車場への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農

地は原則不許可ですが、集落に接続して設置するものに該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断されます。申請人も同区域内に居住しております。代替地については、周辺で農地以外の土地も含め検討されましたが、ほかに条件の合う土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、申請地をレンタカー、高所作業車、組立式ハウス、トイレ等のストックヤードとして整備し、貸し付ける計画で、妥当な面積と判断されます。排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。工事期間は令和6年12月15日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。

4番は、貸資材置場への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断され、代替地については、周辺で農地以外の土地も含め検討されましたが、ほかに条件の合う土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、申請地に木材やパネル等の建築資材置場として整備、貸付ける計画で、妥当な面積と判断されます。排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。

なお、申請地は既に資材置場として利用されており、今後このようなことがないようにする旨の始末書が提出されております。

以上2件、先日の地区委員会で現地調査確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 ただいま3番から4番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
 なお、3番については、総転用面積が3,000㎡を超えますので、申請どおり許可相当として農業会議へ意見を聴取することといたします。

 続きまして、第5号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請24件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況のご報告をお願いいたします。

 それでは、1番、お願いします。

1 番 西富大二郎委員

1 番委員、西富です。

1 番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1 番は、土木工事業等を営む法人が所有権を取得して、貸資材置場へ転用する許可申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない 10ha 未満の小集団の生産性の低い第 2 種農地と判断されます。土地の選定に当たっては、代替地の検討もされておりますが、必要とされる面積や幹線道路への接道、所有者の売却の有無などにより申請地を選定したとのことです。

土地利用計画は、山砂、碎石、残土置場、車両置場、車両転回スペースのほか、隣接地への被害防除のため緑地、さらには景観を整備される計画で、転用面積としては妥当なものと判断されます。工事期間は令和 6 年 11 月 15 日から令和 6 年 12 月 20 日までの予定で、許可後は速やかに着手されることを確認いたしております。開発許可を伴うような建築物等は計画にないことを配置図及び転用事業者を確認しております。資力、信用など転用行為の確実性が認められ、また周辺農地の営農条件に支障を生じるおそれはないものと判断されます。

以上 1 件、先日の地区委員会で現地調査を行い、検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま 1 番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
なお、1 番は総転用面積が 3,000㎡を超えますので、申請どおり許可相当として農業会議へ意見を聴取することといたします。
次は、2 番。

12 番 森山哲也委員

12 番委員、森山です。

2 番から 15 番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

2 番、3 番は、所有権移転による幼保連携型認定こども園の運動場

への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は、土地収用法第3条第23号の社会福祉法による第2種社会福祉事業の用に供する施設の保育所の運動場を転用目的とするものであり、不許可の例外規定の土地収用法その他の法律により土地を収用し、又は使用することができる事業の保育所に該当すると判断いたしました。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、運動場として十分な面積があること、児童が徒歩移動で利用できること、移動時に車両の往来の多い道路を経由しないことなどの要件を満たす土地が他になかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、転用面積1,902㎡に運動場を整備する計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除について問題ありません。工事期間は令和6年12月20日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認致しております。

4番から8番までは、不動産売買業を営む法人が所有権移転による建築条件付売買予定地への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は不許可の例外規定の集落に接続して設置するものに該当すると判断しました。土地選定に当たっては周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、転用面積1,473㎡に建築条件付売買予定地で6区画の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題はありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課からの開発行為事前審査の回答書が添付されております。工事期間は令和7年4月30日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認致しております。

9番から13番は、物流サービス事業を営む法人が所有権移転による倉庫及び事務所への転用許可申請です。農地区分は、申請地からおおむね300m以内に区役所が存する区域で、第3種農地と判断されます。土地利用計画は転用面積4,883㎡に倉庫2棟及び事務所1棟、トラックの積み下ろし場及び転回スペースで、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、開

発指導課からの開発行為事前審査の回答書が添付されております。工事期間は令和7年10月31日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認致しております。

14番から15番は関連で不動産売買業を営む法人が所有権移転による建築条件付売買予定地への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、他に適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、転用面積1,416㎡に建築条件付売買予定地6区画及び道路、ごみ置場の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除についても問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課からの開発行為事前審査の回答書が添付されております。工事期間は令和7年8月31日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。

以上14件、先の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議、検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま2番から15番までについて地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
 なお、9番から13番までは総転用面積が3,000㎡を超えますので、申請どおり許可相当として農業会議へ意見を聴取することといたします。
 次は、16番。

11番 田中友博委員

11番委員、田中です。

16番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

16番は、不動産売買業を営む法人が所有権移転による建築条件付売買予定地への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地選定

に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、転用面積452㎡に建築条件付売買予定地2区画の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除等については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課からの開発行為事前審査の回答書が添付されております。工事期間は令和7年8月31日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認いたしております。

以上1件、先の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議、検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま16番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、17番。

24番 上田隆幸委員

24番委員、上田です。

17番、18番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

17番と18番は関連です。建設会社に勤めながら個人でも業務を請け負う者が所有権移転し、自身が使用する個人住宅及び業務用の資材置場への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置するものに該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断されます。申請人は、18番の資材置場に隣接する17番の個人住宅に居住する予定です。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

17番の個人住宅の土地利用計画は、道路後退部分を含む転用面積512㎡を個人住宅として整備される計画で、妥当な面積と判断され

ます。資金計画、給排水計画ともに問題ありません。

18番の資材置場の土地利用計画は、転用面積358㎡を業務で使用する足場鉄骨及び木材置場、積み降ろし用のスペースとして整備される計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。

17番の個人住宅は開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課からの事前審査の回答書の写しが添付されております。工事期間は令和7年4月30日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。

以上2件、先日の地区委員会で現地調査、確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 ただいま17番から18番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、19番。

17番 宮本淳一委員

17番委員、宮本です。

19番から21番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

19番は、不動産売買業を営む法人が所有権を移転し建築条件付売買予定地への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりがない生産性の低い農地で、第2種農地と判断され、代替地については、周辺で農地以外の土地も含め検討されましたが、ほかに条件の合う土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、他地目を含む総事業面積443.56㎡に建築条件付売買予定地1区画を整備される計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課への事前審査の回答書の写しの添付がされております。工事期間は令和7年12月31日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。

20番は、不動産売買業を営む法人が所有権を移転し建築条件付売買予定地への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりがない生産性の低い農地で、第2種農地と判断され、代替地については、周辺で農地以外の土地も含め検討されましたが、ほかに条件の合う土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、他地目を含む総事業面積4,451.57㎡に建築条件付売買予定地15区画を整備される計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課からの事前審査の回答書の写しが添付がされております。工事期間は令和8年3月30日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。

21番は、建設業を営む個人が所有権を移転し、貸駐車場への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりがない生産性の低い農地で、第2種農地と判断され、代替地については、周辺で農地以外の土地も含め検討されましたが、ほかに条件の合う土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、転用面積2,150㎡に申請者が代表を務める会社にコンクリートポンプ車10台、従業員用駐車場7台分の駐車場として整備し、貸し付ける計画で、妥当な面積と判断されます。排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。なお、申請地は既に駐車場として利用されており、今後このようなことがない旨の始末書が提出されています。

以上3件、先日の地区委員会で現地調査確認を行い、検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 ただいま19番から21番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、22番。

3番 西村清敏委員

3番委員、西村です。

22番と23番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

22番は、所有権を移転し、個人住宅へ転用する申請です。農地区分は、上下水道管の2種埋設道路の沿道の区域内で、申請地からおおむね500m以内に2つ以上の教育施設、医療施設があることから第3種農地と判断されます。

土地利用計画は、申請地436㎡に木造平家建て住宅1棟を建築される計画で、転用面積は適正なものと判断いたします。資金計画、排水計画等に問題はなく、周辺農地への影響もないものと思われます。なお、当該申請地は、集落内開発制度指定区域外ですが、都市計画法第34条第12号及び熊本市開発許可の基準等に関する条例第7条第1号別表2の2に該当するため、申請地での開発行為が可能となります。また、開発許可が必要になりますが、事前審査の回答済みで、許可の見込みもあるものと判断いたします。工事は令和8年8月31日完了予定で、許可後すみやかに着手されることを確認しております。

23番は、使用貸借権を設定し、個人住宅へ転用する申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地の選定に当たっては、周辺で農地以外の土地なども検討されましたが、ほかに適当な土地がなく、また、申請地は祖父名義の農地で実家に隣接する位置関係にあり、利便性を考慮し選定されたものです。

土地利用計画は、他地目含む総事業面積401.85㎡に木造平家建て住宅1棟を建築される計画で、転用面積は適正なものと判断いたします。資金計画、給排水計画に問題はなく、周囲の状況、事業の内容から周辺農地への影響もないものと思われます。なお、開発許可が必要になりますが、事前審査の回答済みで許可の見込みのあるものと判断いたします。工事は令和7年5月31日完了予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。

以上2件、先日の地区委員会におきまして現地調査を行い、検討した結果、立地基準、一般基準いずれも許可基準を満たしており、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 ただいま22番、23番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
次は、24番。

4番 牧坂邦夫委員

4番委員、牧坂です。

24番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

24番は、土木工事、建築工事等を営む法人が所有権移転により建築条件付売買予定地に転用する申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地選定にあたっては、農地以外の土地も含め検討されましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、転用面積2,355㎡に建築条件付売買予定地として8区画の個人住宅及び道路の配置計画で、転用面積は適正なものと判断いたします。資金計画については、土地取得費を含めた総事業費の全てを金融機関からの借入金で賄う予定で、融資証明書が添付されております。雨水は排水側溝に集水し、市道側溝へ放流する計画です。生活雑排水や汚水は各戸に汚水枳を設置し、公共下水管へ接続放流する計画です。工期は許可日から令和8年6月30日までを予定されており、許可後すみやかに着手することを確認しております。なお、集落内開発制度指定区域内で、開発許可が必要ですが、事前審査申出書回答済みです。

以上1件、先日の地区委員会におきまして現地調査を行い、検討した結果、立地基準及び一般基準を満たしており、申請は妥当なものと協議いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 ただいま24番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、第6号議案、第7号議案及び第8号議案でございます。
この件につきまして、事務局より内容の説明をお願いします。

事務局 第6号、第7号、第8号議案は関連ですので、併せて説明します。
まず、第6号議案、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集

積計画についてです。

一覧は、議案書 16 ページをご確認ください。

初めに、所有権移転です。明細は議案書 17 ページの 1 番から 20 ページの 13 番までの合計 13 件で、熊本県農業公社からの売渡しと買入れです。面積は 13 件合わせて、田 1 万 8, 074 m²、畑 5, 825 m²の合計 2 万 3, 899 m²です。なお、売買価格は備考欄記載のとおりとなっています。

次に、利用権設定の新規設定分です。明細は議案書 20 ページの 14 番のみの 1 件です。契約期間別では 6 年未満で、面積は田のみで合計 1, 652 m²です。なお、権利の種類は賃借権、利用内容は水稻となっています。

次に、再設定分です。明細は議案書 20 ページの 15 番のみ 1 件です。契約期間別では 10 年以上で、面積は田のみで合計 2, 254 m²で、権利の種類は賃借権、利用内容は水稻です。

なお、この第 6 号議案については、さきの地区委員会で協議が行われ、全ての案件が農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の各要件を満たしていることが確認されています。

続きまして、第 7 号及び第 8 号議案についてです。

令和 5 年 4 月からの農地中間管理事業の推進に関する法律改正施行後、令和 7 年 4 月からの農用地利用集積計画から農用地利用集積等促進計画への移行に向けて、熊本県農業公社では、その対応に伴うシステムの改修が行われてきました。今回そのシステム改修が完了したため、本総会から一部議題の表記変更を行いますので、ご了承ください。なお、今回の変更は、議案第 7 号及び第 8 号議案になります。

それでは、議案第 7 号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案です。

議案書は 21 ページの表をご覧ください。

こちらは農地中間管理機構との貸借になります。明細は議案書 22 ページの 1 番から 30 ページの 52 番までで、契約期間別では 6 年未満が 29 件、10 年以上が 23 件で、面積は 52 件合わせて、田 10 万 8, 498 m²、畑 8 万 781 m²の合計 18 万 9, 279 m²です。なお、権利の種類は賃借権及び使用貸借権、利用内容は水稻、畑作物、果樹を予定されており、このうち全てが一括方式となっています。

続いて、第 8 号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画（配分）についてです。

明細は議案書 31 ページの 1 番から 3 番までの 3 件です。なお、議案第 7 号及び第 8 号の各案件については、農地中間管理事業の推進に

関する法律第19条に基づき、市町村は農業委員会の意見を聞くものとなっておりますので、併せてご確認をお願いいたします。

以上、説明を終わります。

議長 　　ただいま事務局から内容の説明がございましたとおり、第6号議案につきましては、各地区委員会での詳細にわたる確認が行われており、農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の各要件を満たしております。

また、第7号議案及び第8号議案につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条に基づき、市町村は農業委員会の意見を聞くものとなっておりますので、併せてご確認をお願いいたします。

この件について何かご意見ございませんか。

一同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、提案どおり承認することに決定いたします。
続きまして、第9号議案、非農地証明願1件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、対象農地の調査結果を踏まえ、協議状況のご報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いします。

17番 宮本淳一委員

17番委員、宮本です。

1番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

申請地は、隣接地と合わせて精米工場として使用されてきました。精米工場は、建物登記簿により昭和9年に建設されていることを確認しております。また、地元住民1人からの証明により、申請地は昭和25年頃、農地としてではなく精米工場の敷地として利用されていたことが推測できます。このことから、昭和27年10月20日、農地法施行日前日以前から引き続き非農地であった土地と判断しました。

以上1件、先日の地区委員会で協議、検討した結果、証明書の交付について何ら問題ないものと判断しました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま1番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。

続きまして、第10号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願1件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、対象農地の耕作状況など調査結果を踏まえ、協議状況のご報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いします。

12番 森山哲也委員

12番委員、森山です。

1番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

1番は、租税特別措置法第70条の6第1項の相続税の納税猶予継続のために必要とする証明願です。願出人は水稻を栽培されている農家で、対象農地について、引き続き農地として適正な管理、耕作が行われていることを地元委員が確認しております。

以上1件、先日の地区委員会において、証明願の交付については何ら問題ないものと協議いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま1番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。

続きまして、追加議案第1号、農地利用最適化推進委員の辞任についてを議題とします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、左肩ホチキス留めで、追加議案第1号、農地利用最適化推進委員の辞任についてをご覧ください。

本議案について、ご説明させていただきます。

去る9月30日に画図区域を担当する推進委員から、令和6年8月31日をもって推進委員の職を辞したい旨の辞任願が郵送にて提出さ

れました。当該推進委員からは、8月中に事務局へ辞任の意向が伝えられており、辞職願も作成されていたそうですが、事務局への提出が遅れたために、今回の提案となったものでございます。

なお、推進委員の辞任については、農業委員会等に関する法律第23条に「推進委員は、正当な理由があるときは、農業委員会の同意を得て推進委員を辞任することができる」と規定されております。辞任の理由が正当であるかどうかは、農業委員会が社会通念に従い一般の良識に基づいて判断すべきですが、今回は、健康上の理由により推進委員の業務が継続できないということで、正当な理由として認められるものと考えております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議 長 ただいま事務局より説明がございました。この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしと認め、追加議案第1号、農地利用最適化推進委員の辞任については原案のとおり決定いたします。

 続きまして、追加議案第2号、農地利用最適化推進委員の辞任に伴う欠員補充の実施についてを議題といたします。

 事務局よりお願いします。

事務局 それでは続きまして、次のページ、追加議案第2号、農地利用最適化推進委員の辞任に伴う欠員補充の実施についてをご覧ください。

 先ほど追加議案第1号の同意によりまして、画図区域を担当する推進委員の辞任が決定いたしました。こちら画図区域の推進委員の定数については1名と定められておりまして、今回の辞任により画図区域の推進委員が不在となるため、区域の所掌事務を適切に処理することができなくなることから欠員補充の実施を提案するものでございます。

 それでは、次に2枚目の事務局で募集要項案を作成しておりますので、ご覧ください。

 まず、募集の概要ですけれども、区域は先ほど申し上げました画図区域、人数は1名、任期は、2番に書いてあります委嘱の日、こちらにつきましては来年1月10日の総会の日を委嘱日と予定しております、委嘱日から令和9年4月14日までとなります。

 次に、スケジュールのご説明を行います。裏面になります。裏面の

(4) 番、受付期間をご覧ください。

令和6年10月21日月曜日から令和6年11月20日木曜日までを募集期間として実施し、12月初旬に農地利用最適化推進委員選考委員会で候補者を選考しまして、来年1月10日の総会でご承認いただき、同日付で委嘱を行う予定としております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 ただいま事務局より説明がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議長 異議なしと認め、追加議案第2号、農地利用最適化推進委員の辞任に伴う欠員補充の実施については原案のとおり決定いたします。
 続きまして、次第5の報告事項です。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 議案書のカラーページ、報告事項の一覧をご覧ください。
 1番から8番までの合計117件となっております。件数のみ報告します。
 以上です。

議長 次に、次第6のその他です。地域計画の進捗状況について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 地域計画に関する進捗状況報告を行います。
 9月11日、八分字・藤富・並建地区、9月13日、城山地区、9月18日、芳野地区、9月26日、画図地区、供合・広畑地区、9月24日、守富、杉合地区、9月30日、上熊本、池上地区、以上の11地区で地元協議が開催されております。
 今後の地元協議については、農繁期でもあるため、今後の開催日程は未定となっております。次回11月の農業委員会総会以降、12月にかけて行われる見込みというふうになっております。引き続き対象地区の地元委員の皆様におかれましては、お手数ですが今後ともご協力をよろしくお願いいたします。
 以上でございます。

議 長 ただいま事務局から説明がありました、この件について何かございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 ないようですので、以上をもちまして全ての案件が滞りなく終了いたしました。

 なお、本総会において議決されました案件について、その事項、字句、その他整理を要するものについては、会議規則第18条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしと認めます。

 よって、本総会において議決された案件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。

事務局 ありがとうございました。
 それでは、これにて閉会いたします。

閉 会 午後4時10分

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

令和 6 年 10 月 8 日

議 長 福原 幸一

署名委員 谷口 憲治

署名委員 内田 勤矢

書 記 吉田 秀一